

ひとにやさしいまちづくり推進指針
(2025～2029) デジタルデータ等作成業務

企画提案書作成要領

令和 7 年 6 月

岩手県保健福祉部

地 域 福 祉 課

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「**ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成業務**」（以下「本業務」という。）に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」及び資料2「業務仕様書」を確認のうえ、本作成要領により必要な書類を作成し、提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」及び資料2「業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、「**【様式2】ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成業務企画提案書**」に、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 次の事項を記載した企画書（様式任意）

ア デザインデータ・パンフレット等の編集の基本的な方針（基本コンセプト）

イ デザインデータ・パンフレットのデザイン見本

ウ 独自に企画し提案する内容

（デザインデータ・パンフレット等の内容に訴える力を与える提案等）

・特徴及び具体的内容

・掲載する写真、図表、データ等の主な収集先

エ 納品までの業務スケジュール

(2) 【様式1－3】会社概要及び過去5年間の主な受注等実績

企画コンペ参加届出時に提出したものの写しであること。

(3) 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした費用積算内訳書（様式任意）

ア 項目、数量、単価を明確に記載すること。

イ 宛名は、「岩手県知事 達増 拓也」とし、参加者の商号又は名称及び代表者の職・氏名を記載のうえ、社印及び代表者印を押印すること。

ウ 積算した金額に当該金額の100分の110に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

2 提出部数

「1 企画提案書」に掲げる書類の提出部数は、正本1部及び副本6部とする。

3 その他留意事項

- (1) 提出する企画提案は、参加者 1 者につき 1 提案とする。
- (2) 提案書提出後の追加、修正、差し替えは認めない。
- (3) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。
また、提出された提案書等は返却しない。